

電力の小売全面自由化が始まりました！

まずは、しっかりチェックを！！

【相談】

電力会社Aを名乗り、「電力の自由化に伴い、電気を安く供給できる」との電話があった。「数日後に訪問するので話を聞いて欲しい」と言われ了承したが、自宅に上がり設備を確認するとのことだったので、電話を切った後で不安になった。電話番号を聞き忘れたので連絡が取れない。電力会社Aの名前は初めて聞いたが信用できるだろうか。

【アドバイス】

「料金が安くなる」といった勧誘トークに気をつけてください。どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス契約とのセットで料金が値引きされていないか、契約期間が長期になっていないか、解約時に違約金が発生しないかなどをよく確認しましょう。訪問販売または電話勧誘販売で小売電気事業者と電力の供給契約を結んだ場合、特定商取引法に基づくクーリング・オフが可能です。

また、小売電気事業者は登録制になっていますので、登録を受けた事業者であるかも確認しましょう。

■登録の確認や制度についての問合せ先

経済産業省資源エネルギー庁専用ダイヤル

(0570-028-555)

■契約時のトラブルについての相談先

経済産業省電力取引監視等委員会の相談窓口

(03-3501-5725)

まずは、電力の小売自由化に関する正確な情報を収集してしっかりチェックをしましょう。それでも何か困ったことがあれば、消費生活センターにご相談ください。